

## 「わが国の軍縮外交」の発刊に当たって

科学技術の進歩は、人々に豊かな暮らしをもたらす反面、兵器の破壊力と殺傷力を著しく高め、武力紛争の様相を大きく変えました。軍縮は、より安全で平和な世界を作ろうとする人類の共通の願いから生まれた営みであり、人道主義と切り離すことはできません。

国際社会は、軍縮・不拡散問題に努力を続けてきています。1992年には、ジュネーブの軍縮会議で化学兵器禁止条約交渉が妥結しました。これは、一つの範疇に属する兵器を全面的に禁止し、現地査察を含む検証体制を備える画期的な軍縮条約です。94年には米露間で第1次戦略兵器削減条約（START）が発効し、95年には核兵器不拡散条約（NPT）の無期限延長が決定されました。とりわけ96年の包括的核実験禁止条約（CTBT）の採択は、核兵器のない世界の実現に向けた、着実な一步を記すものでした。しかし、近年、98年の南アジアにおける核実験や、世界的な大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散など、軍縮・不拡散をとりまく国際環境は依然厳しいと言わざるを得ません。21世紀における人類の繁栄のため、国際社会は、世界の平和と安定を脅かすこれらの新たな挑戦を克服していかなければなりません。

わが国は、広島と長崎の被爆により核戦争の悲惨さを経験した唯一の国として、核兵器を保有しないことを選択した国であり、この判断を名誉ある選択であるとして自負しています。この選択の下で、繁栄を達成し、国際貢献を通じて国際的に名誉ある地位を築いていくことがわが国の歩む途であると確信しております。わが国は、このような立場から、核兵器のない平和で安全な世界を一日も早く実現するため、指導的な役割を果たすべく最大限の努力を行っております。

わが国は、多くの人々に被害をもたらしている「事実上の大量破壊兵器」である地雷、そして自動小銃などの小型武器の問題の解決や、テロリストをも対象とした不拡散体制の強化に向けて、積極的に努力してきています。

このようなわが国の軍縮・不拡散外交の現状を国民の皆様にはわかりや

すくお伝えし、幅広い御理解と御支援を得ることを目的として、今般、（財）日本国際問題研究所／軍縮・不拡散促進センターより「わが国の軍縮外交」と題する本書を発刊することと致しました。国民の皆様が軍縮・不拡散問題を考える際の一助となれば幸いです。

政府は、今後とも、国民の皆様のご意見に十分耳を傾けながら、核兵器や紛争のない世界の日も早い実現を目指し、積極的な軍縮・不拡散外交を展開していきます。本書を通じ、皆様の一層のご理解とご支援を頂ければ幸いです。

平成 14 年 5 月



外務大臣 川口順子